

保健インフォメーション

このコーナーの会場は保健福祉館です。問い合わせは健康増進課(☎27-1111)へ。電話やFAX(27-1114)で健康に関する相談なども受け付けています。相談は医師などの都合により日程を変更する場合があります。

▼一般健康相談	期日	受付時間	相談を受ける人
こころの健康相談 (治療中の人を除く)	6月18日(火)	午後1時15分～3時	カウンセラー・保健師
	6月28日(金)	午後1時15分～2時30分	精神科医師・保健師
▼乳幼児健診・相談	期日	受付時間	対象
赤ちゃん相談・4カ月	6月25日(火)	午前9時～午後2時	令和6年2月生まれ
赤ちゃん相談・10カ月	6月26日(水)		令和5年8月生まれ
1歳6カ月児健診*	7月 4日(木)		令和4年12月生まれ
2歳児歯科健診	7月11日(木)	午前9時～午後2時30分	令和3年12月生まれ
3歳児健診*	6月27日(火)		令和2年12月生まれ
こころの発達相談	7月 9日(火)	午後1時～3時	心理発達に心配のある乳幼児
離乳食相談	6月19日(水)	午前9時10分～午後2時	生後4～18カ月の乳幼児の保護者

*以外は予約制です。申し込みは健康増進課へ。

- 母親学級(予約制)
- 内容＝妊娠・出産に関する話や個別相談など
- 対象＝初めて妊娠した人
- パパママクラス(予約制)
- 内容＝赤ちゃん人形を使った育児体験と沐浴講座
- 対象＝初めて赤ちゃんが生まれる夫婦やその家族

- パパママクッキング(予約制)
- 内容＝調理実習など
- 対象＝妊娠16～27週頃の夫婦
- ※日時などくわしくは健康増進課へ。



献血にご協力ください

【イオンモール成田】

6月15日(土)・16日(日)・29日(土)・30日(日)
午前10時～11時30分、午後1時～4時30分

※日程は変更になる場合があります。くわしくは千葉県赤十字血液センター千葉港事業所推進課(☎043-241-8332)へ。



こども急病電話相談

☎ #8000

ダイヤル回線からは☎043-242-9939、
午後7時～翌午前8時・年中無休

成田市医療相談ほっとライン

専門の医療スタッフが、24時間年中無休、
無料で相談に応じます。

24時間 い い サービス
☎ 0120-24-1130

日曜祝日診療機関

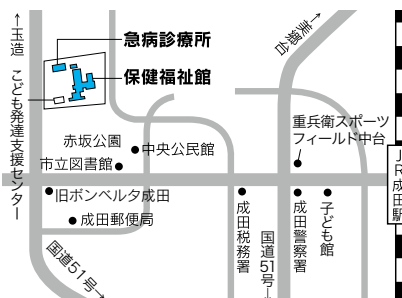
都合により休診する場合があります。
来診前に電話で問い合わせてください。

成田病院(午前中・押畑・☎22-1500)
藤倉クリニック(第2・4日曜日の午前中・幸町・☎22-1158)
聖マリア記念病院(取香・☎32-0711)
ひらの内科(日曜日の午前中・ウイング土屋・☎23-8070)
なのはなクリニック(日曜日の午前中・吉岡・☎49-0533)

急病診療所

☎27-1116 赤坂1-3-1(保健福祉館敷地内)

受付日時	診療科目
毎日(休診日なし) 午後7時～10時45分	内科 小児科
日曜日、祝日、振替休日、8月13日～15日、12月29日～1月3日	内科 小児科 外科
午前10時～午後4時45分	
祝日(日曜日を除く)、振替休日、8月13日～15日、12月29日～1月3日	歯科
午前10時～午後4時45分	



※症状や年齢によって対応が難しい場合があります。電話は受付時間の15分前から受け付けていますので、事前に連絡してください。

保育施設開放日

長沼・大栄・宗吾・公津の杜保育園以外
は予約が必要です。

時間＝午前10時～11時(長沼は午前9時～午後0時15分、大栄は午前9時30分～午後4時30分、宗吾・公津の杜は午前9時～正午・午後1時～3時、はくと幼稚園は午前9時30分～11時30分・午後1時～3時)

対象＝保育園・幼稚園に通っていない就学前の乳幼児

施設名	電話番号	期 日	施設名	電話番号	期 日
松崎保育園	26-8282	6/21(金)、7/5(金)	玉造保育園	26-8889	6/27(木)、7/11(木)
赤荻保育園	24-0752	6/28(金)、7/12(金)	高岡保育園	96-0042	6/26(水)、7/10(水)
赤坂保育園	20-6900	6/27(木)、7/11(木)	小御門保育園	96-2362	6/20(木)、7/4(木)
橋賀台保育園	28-0676	6/25(火)、7/9(火)	長沼保育園	37-0005	
中台保育園	27-9023	6/19(水)、7/3(水)	大栄保育園	73-3000	毎日
新山保育園	28-2527	6/20(木)、7/4(木)	宗吾保育園	26-2472	(土・日曜日、祝日を除く)
吾妻保育園	27-5773	6/26(水)、7/10(水)	公津の杜保育園	29-6551	
中台第二保育園	29-6676	6/18(火)、7/2(火)	はくと幼稚園	26-2331	

福 祉 健 と 康

Health and Welfare

安心して育児ができるように

赤ちゃん相談

生後4・10カ月児の育児や発達について相談を受け付けています。「体重がなかなか増えない」「離乳食があまり進まない」といった心配ごとや、親自身の健康のことなど、気軽に相談してください。

対象者には「赤ちゃん相談票」を郵送します。

会場=保健福祉館

内容=身体計測、保健師による個別相談、栄養士・歯科衛生士・理学療法士による個別相談(10カ月児の希望者のみ)

対象=生後4・10カ月児とその保護者

持ち物=母子健康手帳、赤ちゃん相談票、バスタオル、歯ブラシ(10カ月児のみ)

※相談は予約制です。相談票が届かない場合は健康増進課(☎27-1111)へ連絡してください。くわしくは同課へ。

悩みや情報を話して共有

ひきこもり家族交流会

暮らしサポート成田では、引きこもりの状態にある人の家族同士の支え合いなどの場として、交流会を開催しています。

日時=6月24日、8月26日、10月21日、12月23日、2月17日の月曜日 午後1時～3時30分

会場=保健福祉館

対象=引きこもりの状態にある人の家族

※参加費は無料です。参加を希望する人は当日直接会場へ。くわしくは暮らしサポート成田(☎20-3399)へ。

生きづらさを感じている人の居場所

なりたフリーサロン

日時=毎月第2水曜日 午後1時30分～3時

会場=もりんぴあこうづ

内容=ゲームやワークショップを通じて交流する

対象=生きづらさを感じている人や社会復帰を目指している人など

※参加費は無料です。参加を希望する人は当日直接会場へ。くわしくは暮らしサポート成田(☎20-3399)へ。

急に暑くなった日は特に注意

熱中症予防

熱中症警戒アラートが発表された日は、できるだけ外出を控え、次のポイントを意識して熱中症を予防しましょう。

周囲で体調の悪い人を見かけたら、積極的に声掛けをしてください。

熱中症予防行動のポイント

○エアコンや遮光カーテンを利用して室温を適切に管理する

○喉が渇く前に小まめに水分補給をする

○体調が優れない時は外出を控える

※くわしくは地域医療政策課(☎27-1119)へ。

国際医療福祉大学が開催

市民公開講座

日時=7月12日(金) 午後1時30分～3時30分

会場=国際医療福祉大学成田キャンパス

テーマ=健康チェック～身体測定でからだの状態を確認してみよう

講師=石井秀明さん(同大学理学療法学科講師)

対象=65歳以上の人

定員と参加費=20人(先着順)・無料

持ち物=動きやすい服装

※5月20日に開催した同講座を受講した人は参加できません。申し込みは同大学総務課(☎20-7701)へ。

家族の健康のために

パパママクッキング

日時=7月10日(火)、10月1日(火)、12月20日(金)、3月14日(金) 午前10時～午後1時

会場=保健福祉館

内容=栄養バランスの取れた献立作成のポイントと調理実習

対象=妊娠16～27週頃の夫婦

定員=各6組12人(先着順)

参加費=1,000円(材料費)

持ち物=母子健康手帳、エプロン、三角巾、マスク、飲み物

申込方法=各開催日の7日前までに専用フォーム(<https://logoform.jp/f/IBLhe>)から申し込む

※くわしくは健康増進課(☎27-1111)へ。

一緒に活動しませんか

若がいり隊

軽度の障がいのある人が、仲間づくりと社会参加を目的に活動しています。

ボランティア活動を通して交流しませんか。

日時=毎週火曜日 午前10時～午後3時

会場=保健福祉館、市内施設など

内容=リハビリ体操や口の体操、歌やハンドベル演奏などの社会奉仕活動

対象=市内在住で軽度の障がいのある69歳以下の人

申込方法=電話またはFAXで住所・氏名・生年月日・電話番号を健康増進課(☎27-1111 FAX27-1114)へ

※くわしくは同課へ。

対象者に支給しています

障害者福祉手当

対象=次のいずれかに当てはまる人

○身体障害者手帳1・2級

○療育手帳A～Bの2

○精神障害者保健福祉手帳1～3級

支給額(月額)=5,000円～1万3,000円

支給月=7・11・3月

申請方法=障害者手帳と口座番号の分かる物を持って障がい者福祉課(市役所議会棟1階)へ

このような場合は支給されません

障害者手帳の有効期限が切れている期間の手当は支給されません。更新中の場合は、新しい障害者手帳が確認できてから支給します。

また、所得制限などで手当を受けられない場合があります。

資格喪失した時は届け出が必要です

次のいずれかに当てはまる時は受給資格を失うため、喪失届を障がい者福祉課へ提出してください。

なお、手当の受給後に受給資格の喪失が判明した場合は、手当の返還が必要です。

○3カ月以上入院した時(20歳未満の人を除く)

○施設に入所した時

○市外に転出した時

○亡くなった時

※くわしくは障がい者福祉課(☎20-1539)へ。